

N T T 東日本から届出のあった活用業務に対して 総務省が行った確認の内容

東日本電信電話株式会社（以下「N T T 東日本」という。）から、平成25年5月31日付で、総務大臣に対し、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「N T T法」という。）第2条第5項の規定に基づき、同項に規定する業務（以下「活用業務」という。）を営むことについての届出があった。

総務省において、当該届出に係る活用業務が同項に規定する範囲内で営まれることについて、届出書に記載された事項により確認した内容は以下のとおり。

1 届出の概要

N T T法第2条第3項第1号及び日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第3項第1号の区域を定める省令（平成11年郵政省令第24号。以下「区域省令」という。）において規定されるN T T 東日本の業務区域が行政区域上の都県と不一致となる区域（以下「異行政区域」という。）が存在する。

N T T 東日本は、現在地域電気通信業務として登録一般放送事業者等に映像通信網サービスを提供しているが、異行政区域との間においても、当該異行政区域以外の行政上の同一都県内と同様安定的な品質で再放送を行いたいという登録一般放送事業者からの要望に応えるため、異行政区域と行政区域上は当該異行政区域と同一都県内であるが区域省令上は異なる都県となる区域及び当該異行政区域と行政区域上は当該異行政区域とは別の都県内であり区域省令上も異なる都県となる区域との間（N T T 東日本の届出書に示された区域間に限る。）において、映像通信網サービスを提供することに関して、活用業務として営むことについての届出があったものである。

2 確認の内容

N T T法第2条第5項において、N T T 東日本及び西日本電信電話株式会社（N T T 東日本とあわせて、以下「N T T東西」という。）は、

- (1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内
 - (2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内
- に限り、活用業務を営むことができると規定されている。

本件活用業務が、これらの範囲内で営まれるものであることについて、「N T T東西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事

業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方【NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン】（平成23年11月策定。以下「ガイドライン」という。）に則し、NTT東日本の届出書に記載された事項により、以下のとおり確認を行った。

3 確認の結果

（1）地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内であること

ガイドラインに基づき、

- ① 活用業務を営むために過大な投資を行うことにより、NTT東西の財務を圧迫し、地域電気通信業務等の円滑な遂行を困難にするおそれがある場合
 - ② 地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経営資源を過度に転用することにより、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれがある場合
- に該当するか否かについて、検討を行う。

NTT東日本は、今般届出のあった活用業務（以下「本件活用業務」という。）を営むに当たって、同社が自ら敷設・保有する既存の県間伝送路を活用して業務を営むため、所要資金は不要であるとしており、地域電気通信業務等の遂行を困難にするおそれは生じないものと考えられる。

また、既存の経営資源の活用に関して、現在映像通信網サービスの提供業務を営むために保有する設備並びに技術及び当該業務を行う組織に所属する職員を活用する予定であるとしているところ、本件活用業務の内容及びその実施規模を踏まえれば、過度の経営資源の転用により、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれも生じないものと考えられる。

以上のことから、本件活用業務は、NTT東日本による地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

（2）電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること

ガイドラインに基づき、

- ステップ1 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれの程度について検討し、
- ステップ2 その上で、当該「おそれ」の程度に応じて公正な競争を確保するため必要な措置が十分かつ有効に講じられているか否かについて検討する。

1) ステップ1 「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の程度

本件活用業務は、異行政区域と行政区域上は当該異行政区域と同一都県内であるが区域省令上は異なる都県となる区域及び当該異行政区域と行政区域上は当該異行政区域とは別の都県内であり区域省令上も異なる都県となる区域との間（NTT東日本の届出書に示された区域間）に限って、映像通信網サービスを提供するものである。

これは、映像通信網サービスについて、特定の区域に限定して、行政区域とNTT東日本の業務区域のかい離等を埋めるものであり、実質的には地域電気通信業務等に準じるものであることから、公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれの程度は、総じて低いと考えられる。

2) ステップ2 公正な競争を確保するために必要な措置

本件活用業務について、ガイドライン別紙「NTT東西が活用業務を電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずべき措置」に掲げる7つの項目に関するNTT東日本が講ずることとしている措置の概要及び当該措置に関する考え方は次のとおりであり、NTT東日本からの届出書に記載されたとおりの措置が講じられる限りにおいて、本件活用業務は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

① ネットワークのオープン化

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務の提供にあたって用いる設備は、市販で調達可能な局内装置を用い、当社が自ら敷設・保有する県間伝送路と同様の伝送路を組み合わせることで、他事業者も同様に提供可能なものである。

本業務の提供に用いる県間伝送路については、他事業者からの要望内容を踏まえて、当該県間伝送路の利用に係る料金その他の提供条件を作成し、公表することにより、接続等の迅速性・公平性を確保している。また、他事業者が市販で調達可能な局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、既に接続約款に規定する等のオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものと考える。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接続条件をオープンしていく考えである。

【総務省が行った確認の内容】

NTT東日本は、本件活用業務の提供に用いる県間伝送路については、他事業者からの要望内容を踏まえて、当該県間伝送路の利用に係る料金その他の提供条件を作成し、公表しているとしている。

また、競争事業者が市販で調達可能な局内装置を用いて同社と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件について、既に接続約款において規定する等のオープン化措置を講じているとしている。

以上を踏まえれば、競争事業者も同様の業務の提供が可能であると考えられる。

さらに、NTT東日本は、競争事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていくとしているところである。

したがって、ステップ1)の状況にも鑑みると、上述の措置が講じられている限りにおいては、新たにネットワークのオープン化のための措置を講じる必要性は認められない。

② ネットワーク情報の開示

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務の提供にあたって用いる設備は、市販で調達可能な局内装置を用い、当社が自ら敷設・保有する県間伝送路を組み合わせることで対応するものであり、本業務の提供に用いる県間伝送路については、他事業者からの要望内容を踏まえて、当該県間伝送路の利用に係る料金その他の提供条件を作成し、公表している。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格(個別の費用負担を求めないものを含む)で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

【総務省が行った確認の内容】

NTT東日本は、本件活用業務の提供に用いる県間伝送路については、他事業者からの要望内容を踏まえて、当該県間伝送路の利用に係る料金その他の提供条件を作成し、公表しているとしている。

また、競争事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、迅速かつ合理的な価格で、必要不可欠なネットワーク情報を提供するとしている。

さらに、NTT東日本のネットワークに固有の機能の利用を必須の前提としないこと等、同社が届出書に記載している事項をあわせて鑑みれば、競争事業者は、局内装置や伝送路の調達等を通じて同様の業務を行い得ると考えられる。

したがって、ステップ1)の状況にも鑑みると、上述の措置が講じられている限りにおいては、新たにネットワーク情報開示の措置を講じる必要性は認められない。

③ 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務の提供にあたって用いる設備は、市販で調達可能な局内装置を用い、当社が自ら敷設・保有する県間伝送路と同様の伝送路を組み合わせることで、他事業者も同様に提供可能なものであり、他事業者が本業務と同様のサービスを実現する場合に当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報は無いと考える。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

【総務省が行った確認の内容】

NTT東日本は、本件活用業務の提供に当たって、市販で調達可能な局内装置のほか、同社が自ら敷設・保有する県間伝送路を用いて提供するとしており、同社のネットワークに固有の機能を必須としないものである等、競争事業者が同様の業務の提供が可能である限りにおいて、新たに不可欠情報へのアクセスの同等性確保のための措置を講じる必要性は認められない。

④ 営業面でのファイアーウォール

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、本業務の実施にあたっても公正な競争が阻害されることのないよう配意することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

① 本社や支店において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

また、電気通信事業法の改正(平成23年11月30日施行)を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書(平成24年6月29日)に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正

なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。

② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

i)お客様情報を他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。

ii)出力した情報は使用後に廃棄処理すること。

iii)ID管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。

等

なお、公正競争を阻害する場合には既存サービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

本業務の営業活動を子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。

【総務省が行った確認の内容】

NTT東日本は、既往の措置に加え、平成23年の電気通信事業法の改正を踏まえ、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図るとしている。この旨を記載した平成24年6月29日に提出を受けた禁止行為規定遵守等報告書について、当該内容の妥当性等の確認を実施しているところである。

また、電話の業務で取得した顧客情報について、NTT東日本は、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等の徹底した指導等、所要の措置を実施しているとしている。

さらに、公正な競争を阻害する場合には既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控えるとしているほか、本件業務の営業活動を子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとしている。

したがって、上述の措置の徹底が図られる限りにおいて、営業面でのファイアーウォールは確保されると考えられ、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

⑤ 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、県内の映像通信網サービスに関する業務と会計を分計する考えである。

また、県内の映像通信網サービスに関する業務と本業務の間のコスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、訪問・取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、ネットワークコスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう算定することとしているため、競争阻害的な料金設定とならないようにする考えである。

【総務省が行った確認の内容】

NTT東日本は、本件活用業務に係る収支を、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算等を行うことにより、子会社等に委託する場合も含め、県内の映像通信網サービスに係る収支と分計するとしている。また、利用者料金についても、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るように設定することとしており、必要な措置が講じられているものと認められる。

⑥ 関連事業者の公平な取扱い

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務の提供にあたって用いる設備は、市販で調達可能な局内装置を用い、当社が自ら敷設・保有する県間伝送路と同様の伝送路を組み合わせることで、他事業者も同様に提供可能なもあり、オープンな接続性を確保し、十分な情報提供に努めることにより、関連事業者の公平な取扱いを確保する考えである。

また、本業務の提供に使用する県間伝送路については、他事業者からの要望内容を踏まえて、当該県間伝送路の利用に係る料金その他の提供条件を作成し、公表している。

なお、本業務を営む上で、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続及び営業面等での連携は当面予定していない。今後、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続を行う場合においては、接続約款の規定に基づき接続する等、他事業者との接続と同等の条件で行うこととし、営業面等での連携を行う場合において競争事業者との実質的な公平性の確保に努める考えである。

加えて、本業務の提供にあたっては、関連する登録一般放送事業者を公平に取り扱う考え方である。

【総務省が行った確認の内容】

NTT東日本は、本件活用業務の提供に当たって、市販で調達可能な局内装置を用いるとしており、同社が自ら敷設・保有する県間伝送路については、他事業者からの要望を踏まえて、当該県間伝送路の利用に係る料金その他の提供条件を作成し、公表しているとしている。

また、本件活用業務に関し、他の市場支配的な電気通信事業者との接続のほか、当該事業者との営業面等での連携は当面予定していないとしているとともに、接続又は営業面等での連携を行う場合においても、競争事業者との実質的な公平性の確保に努めるとしている。

さらに、映像通信網サービスの提供に当たっては、関連する登録一般放送事業者を公平に取り扱うとしている。

したがって、上述の措置が講じられている限りにおいては、関連事業者の公平な取扱いは確保されていると考えられる。

⑦ 実施状況等の報告

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

(1)～(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

なお、報告資料のうち、費用(収益)項目一覧及び社内文書・規定類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

- ・費用(収益)項目一覧: 経営上の秘密に属する情報に該当するため。
- ・社内文書・規定類等の一部: コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

【総務省が行った確認の内容】

NTT東日本は、各種措置の実施状況等について、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表するとしており、必要な措置が講じられているものと考えられる。

上述の項目①から⑦までに關し、これらの措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により公正な競争を確保するための措置が新たに求められるような状況が生じた場合、必要に応じて実施状況の報告を求ることを含め、総務省として個別に適切な対処を行っていく考えである。

また、総務省においては、公正競争レビュー制度の運用等を通じ、市場のモニタリングを継続し、適切に対処していくこととする。